

行動援護従業者の資格要件（平成30年4月1日以降）

①サービス提供責任者要件・・・次のアまたはイのいずれかに該当するもの。

ア) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上（540日以上）の従事経験を有するもの。

イ) 居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上（900日以上）従事した経験を有するもの。（平成33（2021）年3月31日までの経過措置）

②従業者（ヘルパー）資格要件・・・次のアまたはイのいずれかに該当するもの。

ア) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年（180日）以上の従事経験を有するもの。

イ) 居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年（360日）以上従事した経験を有するもの。（平成33（2021）年3月31日までの経過措置）

経過措置について

平成30年3月31日以前の資格要件に基づいて行動援護に従事していたサービス提供責任者または従業者（ヘルパー）は、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修を修了していなくても、上記の経過措置により平成30年3月31日以降も引き続き行動援護に従事することができますが、平成33（2021）年3月31日までに行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修を修了する必要があります。

知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務の例

[障害者総合支援法に基づく事業]

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、移動支援事業、日中一時支援等の事業

[児童福祉法に基づく事業]

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業

[職種]

ヘルパー、生活支援員、世話人、作業指導員、保育士、介助員等の介護等を行う業務